

住宅あんしん保証

【あんしん大規模修繕工事瑕疵保険 事業者登録規程】

第1条（目的）

このあんしん大規模修繕工事瑕疵保険事業者登録規程（以下「事業者登録規程」といいます。）は、株式会社住宅あんしん保証（以下「住宅あんしん保証」といいます。）のあんしん大規模修繕工事瑕疵保険の引受けに先立ち行う審査に必要な事項を定め、あんしん大規模修繕工事瑕疵保険の公正な引受けの実施を確保することを目的とします。

第2条（事業者登録申請）

- 1 住宅あんしん保証に対し、あんしん大規模修繕工事瑕疵保険の申込みをしようとする事業者（以下「大規模修繕工事業者」といいます。）は、事前に住宅あんしん保証が定める、登録の申請（以下「事業者登録申請」といいます。）を行うものとします。
- 2 事業者登録申請を行おうとする者は、次の書類を住宅あんしん保証に提出しなければなりません。ただし、第2号および第3号の書類については、既に住宅あんしん保証の他のサービスの届出又は登録において、住宅あんしん保証に提出している場合で、かつその内容に変更がない場合に限り、提出を省略することができるものとします。

(1) あんしん大規模修繕工事瑕疵保険事業者登録申請書

(2) 預金口座振替依頼書

(3) その他、住宅あんしん保証が必要と認めたもの

第3条（事業者登録申請資格）

事業者登録申請を行おうとする者は、次の各号のすべてに該当しなければなりません。

- (1) 建設業法による建設業の許可を受けていること。
- (2) 本規程の内容を十分に理解し、且つ承諾できること。
- (3) 住宅あんしん保証および一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページに会社名、連絡先、およびあんしん大規模修繕工事瑕疵保険の付保実績が公表されることについて承諾できること。

第4条（欠格事由）

事業者登録申請を行おうとする者が次のいずれかに該当する場合は、事業者登録申請を行うことができません。

- (1) 過去5年以内に建設業の許可を取消された者
- (2) 第11条の規定により事業者登録を取消又は抹消された者（当該取消又は抹消日の前1年以内に当該法人の代表者であった者が代表者となる法人を含みます。）で、当該取消又は抹消日から2年を経過していない者
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団体関係者その他反社会的勢力者

第5条（事業者登録審査）

住宅あんしん保証は、第2条第2項各号に定める書類を受理した場合、建設業許可の有無等について審査を行い、事業者登録の認否を決定します。

第6条（事業者登録申請結果の通知）

- 1 住宅あんしん保証は、前条の規定に基づく審査を行った後、事業者登録申請を行った者に対して速やかにその結果を通知します。
- 2 住宅あんしん保証は、前条の規定に基づく審査において、登録を承認した者（以下「登録事業者」といいます。）に対して事業者証を発行、交付するものとします。

第7条（事業者登録の有効期間）

- 1 新規事業者登録の有効期間は新規登録日から1年後の月末までとします。
- 2 登録事業者は有効期間満了後、事業者登録の更新を希望する場合には、有効期間満了日の1ヶ月前までに、事業者登録の更新申請を行い、当該有効期間満了日までに事業者登録の更新に関する承認を受けなければなりません。
- 3 住宅あんしん保証は、前項に定める事業者登録の更新申請を受けた場合、第5条に定める審査を行い、第6条に基づきその結果を通知します。
- 4 更新後の事業者登録の有効期間は1年間とし、以降は毎年、前2号に定める更新手続きを行います。

第8条（事業者登録料）

- 1 登録事業者は、別に定める事業者登録料を住宅あんしん保証が定める所定の時期までに、住宅あんしん保証に支払わなければなりません。
- 2 前条第3項の規定に基づき、更新の承認を受けた登録事業者は、別に定める事業者登録料を住宅あんしん保証が定める所定の時期までに、住宅あんしん

保証に支払わなければなりません。

3 住宅あんしん保証は、登録事業者が前2項の事業者登録料の支払いを行わない場合は、登録完了日又は新しい有効期間の開始日に遡って登録を抹消することができるものとします。

第9条（登録事項の変更）

登録事業者は、次の各号の内容に変更が生じた場合には、住宅あんしん保証に対し、遅滞なく登録内容の変更をしなければなりません。

- (1) 商号、名称、もしくは氏名
- (2) 住所、電話番号
- (3) 代表者の氏名又は役職名

第10条（事業者登録の解除）

登録事業者は、登録を解除しようとするときは、住宅あんしん保証に対し、登録解除の申請を行わなければなりません。但し、この場合において、住宅あんしん保証は、第8条第1項および第2項に規定する事業者登録料を返還しません。

第11条（事業者登録の取消および抹消）

1 住宅あんしん保証は、登録事業者が虚偽の申請等の不正な手段により事業者登録を受けたことを知った場合は、事業者登録を取り消すことができるものとします。

2 住宅あんしん保証は、登録事業者が次のいずれかに該当する場合は、事業者登録を抹消することができるものとします。

- (1) 第4条に規定する欠格事由に該当することを知

った場合

(2) 建設業法の規定により建設業の許可を取り消された場合

(3) 住宅あんしん保証との保険契約において、重大な告知義務違反、通知義務違反、又は不誠実な行為を行った場合

(4) 異なる時期に施工した工事において同一原因による事故が多発するなど技術力が著しく低いと認められる場合

3 住宅あんしん保証は、登録事業者が前2項の取消事由又は抹消事由に該当する場合は、第8条第1項および第2項に規定する事業者登録料を返還しません。

第12条（事業者登録の解除、取消、抹消後の処理）

登録事業者は、登録の解除、取消、抹消により事業者登録を終了した場合には、次の各号の事項を遵守しなければなりません。

(1) あんしん大規模修繕工事瑕疵保険に係る資料・商標等の使用を停止し、貸与品がある場合は返還します。

(2) 広告活動に関し、文書等の配布の停止、看板の破棄、放送の停止等、一切のあんしん大規模修繕工事瑕疵保険に係る広告活動の停止を行います。

(3) 前2号に要する費用は、すべて当該登録事業者の負担とします。

(4) 住宅あんしん保証に対して有する債務につき、期限の利益を失い、理由のいかんを問わず直ちに履行するものとします。遅延した場合には、年利

18.25%の割合により延滞金を支払うものとします。

第13条（登録事業者講習会の受講義務）

住宅あんしん保証は、必要に応じ、登録事業者に対し、住宅あんしん保証の定める設計施工基準および現場検査・審査に関する登録事業者講習会の受講を義務づけることができるものとします。

第14条（各種情報提供）

住宅あんしん保証は、定期的な情報誌の発行等により登録事業者に対し情報提供を行うものとします。

第15条（誓約事項）

登録事業者は、次の各号に掲げる事項を誓約するものとします。

(1) 第3条の事業者登録申請資格に該当し、且つ第4条の欠格事由に該当していないこと。

(2) 大規模修繕工事の発注者に対して、誠実、かつ確実に保証責任を履行すること。

(3) あんしん大規模修繕工事瑕疵担保責任保険普通保険約款並びに本規程を承諾すること。

(4) 大規模修繕工事の発注者に対して、あんしん大規模修繕工事瑕疵保険の内容および重要事項を説明すること。

(5) 住宅あんしん保証が定める設計施工基準に従って大規模修繕工事を実施するとともに、そのために必要な管理体制および施工技術を確保し、又は確保させること。

(6) 大規模修繕工事の発注者に対して、住宅あんし

ん保証が定める標準保証書を交付すること。

(7) 住宅あんしん保証があんしん大規模修繕工事瑕疵保険の引受けにあたり発行するあんしん大規模修繕工事瑕疵保険 保険付保証書を、当該大規模修繕工事の発注者に交付すること。

(8) 大規模修繕工事を実施するに際して、不正又は不誠実な行為を行わないこと。

(9) 住宅あんしん保証が必要とする調査を拒否しないこと。

(10) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力ではなく、且つ反社会的勢力との関係が一切ないこと。

附則

本規程は、平成 22 年 8 月 23 日より施行します。

附則

本規程は、平成 25 年 5 月 22 日より施行します。